

濃尾震災記念堂の建立と維持

羽賀祥 二

はじめに

一八九一年十月二十八日、岐阜・愛知両県を中心に甚大な被害を出した濃尾地震の犠牲者は七千人を超えた。この犠牲者を追悼し、あるいは復興の過程を記録するための供養塔や記念碑などが、岐阜・愛知両県内に建立された。追悼施設として注目すべき一つが、地震三周年の一八九三年に岐阜市に建立された震災記念堂である。この施設については、これまで触れたことがあるが、ここでは『震災記念堂資料』に拠りながら、震災記念堂の建立と其後の維持方法について検討したい。

震災記念堂には、施設の建立や維持、追悼法会、記念堂を支えた仏教主義を宣揚する愛国協会などに関する多くの史料が保存されてきた。記念堂建立の中心人物であった天野若圓の修学に関する史料もある。この『震災記念堂資料』は七〇〇点を超えるが、これらは現在記念堂の維持管理に責任を持ってあたり、毎月二十八日の月命日、毎年十月二十八日の祥月命日を執り行っている、天野若圓のご子孫である西村邦彰・道代夫妻が保存されてきた。

この史料は現在岐阜市歴史博物館に寄託されており、資料館の元学芸員の寛真理子氏の手で整理され、目録が作成された。

これらの史料はこれまでまったく知られていなかったもので、震災記念堂の建立と其後の維持管理、濃尾震災後の犠牲者の追悼、愛国協会の組織と布教活動などを解明するための貴重な史料群である。これらの中から記念堂の建立と維持に関する代表的な史料をここでは紹介し、今後の検討の基礎としたい。また、これまで濃尾震災後に岐阜・愛知両県下において建立されてきた記念碑・供養塔を紹介してきた。新たに調査することができた記念碑・供養塔を紹介したい。

一 天野若圓について

震災記念堂の建立を主導し、堂主となった天野若圓は、嘉永四年（一八五二）五月十五日、岐阜県稲葉郡岩戸村（一八九七年の郡制施行に伴う町村合併で、野一色村など六か村と合併して北長森村大字岩戸となる）の真宗本願寺派善龍寺に生まれた^①。元治元

年(一八六四)から牧野大安や船橋了要に宗学を学んだ。父の若空は天野に勉学を勧め、善龍寺境内に金華寮を設け、寮生は五十余名に及んだという。一八七八(明治十一)年、本山大教校普通科を卒業し、五月から紀州予章教校教授を拝命した。一八八〇年三月真宗本派会議員となり、また六月には真宗本派大教校普通全科を卒業した。この年五月には岐阜組長議員、十月には越後高田教授所管事、一八八五年十二月には名古屋及び黒野の両別院の知堂となり、一八八七年には本山教学課長となった。本派本願寺における学階は一八八九年十二月に輔教であった。「略歴」には「壮年ノ時岐阜県庁雇員トナリ、又小学校教員トナリ、又ハ監獄教誨師トナル」とあるが、具体的には不明である。

一八九〇年三月、天野は岐阜県第一区の衆議院議員候補者に推薦された。当時の衆議院議員選挙法では僧侶に被選挙権が認められていなかったため、天野は本山の諸職務を辞め、僧籍を離脱した上で立候補した。そして七月の第一回総選挙で当選を果たした。

この年天野は、貴族院議員鳥尾小弥太や岐阜県知事小崎利準らの協力を得て、仏教の教理に基づいた愛国協会を設立して幹事長に就任した。特別会員・正会員・賛助員はおよそ二五万人余に及んだ。その後、一八九八年八月十五日の第六回補欠選挙と一九〇三年三月一日の第八回総選挙にも立候補し、当選した。天野は第一議会での政治行動によって衆議院議員としての名は知られることになった。「議場混乱ニ際シ所謂緊急天野案動議成立シ、解散ノ

不幸ニ免カレ、国民挙テ天野ノ功ヲ賞セザルハナシ」と「履歴」は書いている。

一八九一年十月二十八日の濃尾震災の犠牲者を追悼するため、天野は震災記念堂を岐阜市上加納字金園に建立した。本派本願寺から本尊「阿弥陀如来像」の下付を受け、一八九三年十月二十七日に盛大な開堂式を執行し、またここに愛国協会本部を置き、仏教教理の伝道の拠点とした。その活動ぶりから「全国無比ノ宣教道場」と評されたという。なお、一八九六年十月には岐阜市神田町で仏教新聞『岐阜毎日新聞』を刊行し、中西牛郎を主筆としたというが、この新聞については不明である。天野は一九〇七年十二月本派本願寺の僧籍に復帰したが、二年後の一九〇九年十二月四日に死去した。

二 震災記念堂と愛国協会

堂宇の保存と法会の執行を委ねられる予定であった愛国協会は一九〇(明治二十三)年三月に結成され、仮本部を岐阜市上加納の圓徳寺に置いた。

「愛国協会要旨」は次の通りである。²⁾

本会の趣意規約は載せて別紙にあり、要するに鞏固なる同志者の一大団結を組成し、左の目的を達せんとするものなり

一 忠孝節義の日本魂を振起し、国体の神聖を万世に伝へん

とす

一 仏教幽邃の理義を研尋し、真正の道德を養ひ、因以て社会の美風良俗を成さんとす

一 国家を愛護するの觀念を發揚し、殖産興業衛生教育の道を發達し、以て国利民福を増進せんとす

明治廿三年三月

愛国協会

愛国協会は「日本魂」・国家觀念の宣揚、仏教の立場からの道德の涵養、殖産興業・衛生・教育の振興という三点を目的として組織された。

この「要旨」と同時に、「趣意及規約」が制定された。⁽³⁾

愛国協会趣意

凡そ事物の興起する一利あれば一害随て生ずるは自然の常數なり、於是乎世の志士たるもの奮然起ちて、躬自ら幾多の辛酸を嘗め、其害を除き其利を進め、以て同胞人民に幸福を得せしめんとするは、亦立勢の止む能ざるところなり、我国維新以來茲に二十余年、而して政事文学医術工芸其他百般の事物駸々乎として進捗する、実に駿馬も畜ならず、殊に昨年は千古不磨の大典を發布し、本年は国会を開設して代議の制度を施行せらる、嗚呼文化の進む何ぞ其れ速かなるや、然れども眼を転じて内地の現状を察すれば、実に長大息に堪へざるもの一二にして足らざるなり、曰く道德の衰頹、曰く耶穌教の伝播、曰く政党の軋轢、曰く欧米心酔、其他実業未だ進ま

(濃尾震災紀念堂の建立と維持(羽賀))

す、富源渴き知識の程度低くして理想乏しく、而して元氣振はず、團結力弱し、加之国体破壊して秩序を紊亂せんとするの恐るべき悪むべきもの、往々にして輩出せんとす、嗚呼吾国今日の現象何ぞ其れ危きや、凡そ日本帝国人民にして苟も愛国の志を存するもの、豈傍觀坐視すへけんや、是を以吾輩同志の者今や相結合して、愛国協会なるものを組織し、政党以外に立ち、仏教高尚の理義を研尋して、国民真正の道德を養成し、忠君愛国の日本魂を振起して、国体を保持し、秩序を履踐し、殖産興業を奨励し、地方自治の実行を奏し、以て国利民福を増進せんとす

明治二十三年三月

愛国協会規約

第一条 本会ハ愛国協会ト称ス

第二条 本会ハ本部ヲ岐阜市ニ置キ、支部ヲ各地方ニ置ク

但支部ハ會員百名以上アルノ地ニ置ク

第三条 本会ハ帝室ノ尊榮ヲ保持シ、国家ノ福祉ヲ増進

シ、仏教ノ真理ヲ發揚シ、国民ノ徳性ヲ涵養スルヲ以テ目的トス

第四条 本会ハ前条ノ目的ヲ達セン為ニ、各支部ニ於テ毎

月一回、仏教及教育衛生殖産興業等ノ演説討論、又ハ談話会ヲ開ク

(中略)

第十二条 本会ニ左ノ職員ヲ置ク

会監 数名 幹事長 一名 幹事 無
定員 常議員 五名 会計係 二名

(中略)

第十九条 毎年春秋二回本部ヨリ演説員ヲ特派シ、各支部ニ

於テ演説会ヲ開ク

第二十条 本会ハ貧民及罹災者ノ救恤ヲ怠ラサルヲ以テ、殊

ニ婦人慈善会ヲ設クルコトアルヘシ

但慈善会ノ規則ハ別ニ之ヲ定ム

愛国協会仮本部 岐阜市上加納 圓徳寺内

維新後二十余年間の政治・学問・工芸などの急速な進歩、そして議會制度の発足という変化と対照的に、「道德の衰頹、曰く耶蘇教の伝播、曰く政党の軋轢、曰く欧米心酔」という社会秩序の混乱、そして殖産興業の未発達という状況を改善するために、政党内に立ち、仏教的観念を磨いて、忠君愛国の道德を振起し、国体保持・皇室尊崇、殖産興業の発達、地方自治の実行を図ることが愛国協会の創立の趣旨だった。

愛国協会は本部を岐阜市、一〇〇名以上の会員のある地に支部を置き、各支部では毎月一回「仏教及教育衛生殖産興業等ノ演説討論又ハ談話会」を開くという活動内容を規定していた。また春秋に本部から支部に演説員を派遣して、演説会を開催することとされた。⁴⁾

ここで注目されるのは、貧民や罹災者の救済のために婦人慈善会を設立することを会の目的としてあげたことである。婦人慈善会は設立されなかったが、震災記念堂の建立はこの第二十条の規定から生まれたものだ⁵⁾と理解できる。

一八九四年十一月の段階での愛国協会の役員は、会監清棲家教、幹事長天野若圓、幹事桜井吉兵衛、神山宗衛、堀部義徳、中島啓作、幹事兼会計永田竹治郎、神谷形順、柳原重衡、常議員宇野黙首、阪口若潭、塩谷源叡、松田宗純、浅野友弥、事務協議員宮部貢一郎、岩田稲、篠田吾平であった。愛国協会の特別会員については、「特別会員簿」五冊で明らかにできる。⁶⁾

特別会員第一号は陸軍中将・子爵の鳥尾小弥太であった。鳥尾は仏教に造詣が深く、また反欧化主義の立場から積極的な政治活動を展開していた人物だった。天野との関係がいつ始まったのかは不明だが、衆議院議員時代にその保守的立場で一致したのである。第二号以下には、衆議院議員楠本正隆、貴族院議員・伯爵清棲家教、岐阜県知事小崎利準、衆議院議員吉田耕平(岐阜県上石津郡高須町)、同矢野才治郎(岐阜県大野郡唐栗村)、同金尾稜巖(広島県沼田郡安村)、同清水糸藏(岐阜県安八郡和合村)、同中村信夫(岐阜県古城郡古川町)、同脇栄太郎(広島県賀茂郡寺西村)、同渡辺又三郎(広島県広島市)、同長尾四郎右衛門(岐阜県武儀郡沙田村)、同佐竹義和(広島県世羅郡神田村)、同八田謹二郎(広島県佐伯郡玖島村)、同早川龍介(愛知県碧海郡中島村)

などが自署している。衆議院議員は九八人、貴族院議員は九人におよんでいた。

この五冊の名簿からは一八九二年十月から一九〇九年二月までの加入者がわかるが、その総数は九三八人に達していた。協会員は全国各地におり、寺院住職も少なからずいた。また名簿の中には、浄土真宗の指導者であった渥美契円、大洲鉄然、赤松連城、石川舜台、宗教学者の南条文雄、哲学者井上円了、陸軍中将川上操六、同三浦梧楼、伯爵大隈重信といった著名人も名を連ねていた。

一八九〇年三月の「愛国協会正会員簿」⁽⁷⁾によれば、正会員は第一号天野若圃以下、一一二六人の名前が載せられている。いずれも自署と住所、そして加入年月日が記載されている。正会員はほとんどが岐阜県内の住所を持つ者である。さらに翌年七月の会員簿⁽⁸⁾には、第一一五一号から二三〇二号までの会員名が記載されている。

三 震災記念堂の建立計画

記念堂の建立の動きが出てきたのは、一八九二年八月のことだった。この動きを「記念堂建築雑費同日誌」という史料で見てもよい。⁽⁹⁾この史料は一八九二年八月十五日から一八九八年一月八日までの記念堂の事務日誌であり、ここから記念堂建設の關係

者、費用、維持の状況がわかる。

天野が記念堂建立の動きを見せるのは、八月十五日稲葉郡鷺山村の法光寺に出張し、記念堂・協会堂の建設の件を神谷形順らに相談し、その計画案を作成したことにあつた。教会堂とは愛国協会の本部施設を指すものと考えられる。八月十九日、天野は宇野黙音の協力を取り付け、またこの計画案を岐阜県知事小崎利率に示し、賛成を得た。その後岐阜官吏の兼松熙と協議した結果、記念堂をまず建築し、そこに協会本部を移すことになった。⁽¹⁰⁾二十日には松田宗純の賛成も取り付け、二十一日には愛国協会常議員と有志者へ会議の開催を通知した。またこの日笠松の名和大鳳（笠松仏教青年会）を訪れ、発起人を依頼した。二十四日には圓徳寺で天野・宇野・松田・阪口若潭の協議で記念堂建築を最終決定した。その後岐阜市周辺での発起人の勧誘が行われた。

九月七日には円徳寺で発起人会議が開催された。発起人は一〇二名で、この日には二三人が出席した。ここで建設役員が選任された。記念堂建設事務員総代は松田宗純、主事兼会計は天野若圃、事務員として宇野黙音、駒林宝珠、神山宗衛、堀部義随、永井靖九郎、桜井吉兵衛、弓削藤四郎、富田哲雄の名前がある。また会計補助を柳原重衡、神屋形順の二人が務めた。この事務員は愛国協会の会員の選挙で選ばれたらしい。当初浅野友弥、中島淳、萱川美邦、平尾半三郎の四人が公選されたが、「教議二付」という理由で永井以下四人が補欠として選ばれた。また会計につ

いても、岡本太右衛門、篠田祐八郎を選んだが、これまた「教議二付」柳原と神屋が補助としたとある。この「教議二付」が何を指すかは今のところ不明である。

十月二十八日は震災犠牲者一回忌にあたり、禪宗・日蓮宗・真宗の僧侶九名が参加して追吊法会が執り行われた。禪宗・日蓮宗の僧侶は観音経、真宗の僧侶は阿弥陀経を讀経した。法会の終了後、天野は記念堂建設について演説をしている。

小崎知事の賛成をえた計画案は、九月七日の發起人会議で承認された後、翌八日の『岐阜日日新聞』に「震災記念堂建設緒言」として公表された。

明治廿四年十月廿八日の震災は吾国未曾有の一大事変にして、愛岐両県の国土は殆んど滅烈し、家屋の倒潰人畜の死傷十数万に及ぶ、其慘憺悲哀の状誰れか悚然戰慄せざるべけん、古より国家の大事ある、或は建碑に或は堂宇に之れを設置して、以て紀念と為さざるはなし、某等茲に深く感ずる所あり、今や震災紀念の一大堂宇を岐阜市に建設し、後世子孫をして永く遭難当時の実況を追想し、併せて豫め備ふる所あらしめ、且つ震圧火焦非命に斃れたるもの、為め、毎年十月廿八日之れが追吊法会を修め、以て死者と後裔とに盡す所あらんとす、而して斯堂の保存と法会の吊修は之を仏教各宗の合同体たる愛国協会に委し、遠く衰廢なからしめんことを期す、請ふ満天下の慈恵なる同胞諸君多少の資金を喜捨し、以

て某等が希望を達せしめんことを。

この呼びかけ文は、甚大な被害を出した災害にあたって、建碑や堂宇の建立が行われてきた歴史にならって、記念堂を建てて後世に記憶として残し、あわせて非命の死者に対して定期的な追吊法会を行おうという計画を提案していた。

発起人として新聞に名が載ったのは、天野若圓、岩田味三郎、桜井吉兵衛、宮島直明、兼松康熙、藍川美邦、中嶋淳、丸山守一郎、宇野黙音、神山宗衛、名和大鳳、大脇康直、柳原重衛、酒井俊一、塩谷源叡、浅野友弥、雄山瑞倫、駒林珠、岡本太右衛門、小林哲次郎の二〇名で、この他賛成員として一六名の名前を列挙していた。

この趣意書に基づいて寄附金募集が始まったが、それについては「愛国協会本部記念堂建築有志簿并二諸物品寄附簿」と題する史料で趣意と寄附者名・金額がわかる。^①この史料の冒頭には「震災記念堂建設事務所」の印が押された「緒言」があるが、その文章は『岐阜日日新聞』に掲載されたものと同じである。なおこの史料には小崎知事が「吊死慰生」という題字を寄せている（一八九三年一月付）。

この寄附簿を持参して天野らが集金していった。寄附者は自筆で金額と自らの名を書いていく。寄附者名簿の最初には小崎知事の名があり、彼は六円を寄附した。小崎に続いて、長州出身の元軍人で、貴族院議員であった鳥尾小弥太が署名している。^②この寄

附簿によれば、一八九人から寄附金が寄せられていることがわかる。寄附は一八九二年十月二十六日から一八九八年九月十九日までの期間にわたっており、寄附は岐阜県下各地から寄せられた。金額は一五円から一円までで、一、二円がもっとも多い。

この寄附簿のほかに、一八九二年九月に記念堂建築事務所の宮部貢一郎が作成した帳簿(「記念堂建築要簿」)がある。¹³⁾冒頭には寄附簿と同じ小崎知事の題字と記念堂完成図があり、表紙には「甲種 明治廿五年九月」とある。この史料には発起人五四人、賛成員一八四人の名前が列記されている。発起人の住所は岐阜市やその周辺の厚見・方県・各務・安八などが多いが、賛成員は県下各郡にわたっている。そしてこの名簿の後に、県下各地からの寄附者と寄附金額、収納日が記載されている。

またもう一冊の寄附金簿もあり、その表紙には「乙号 明治二十五年十月(壱円已下ノ分)」とある。¹⁴⁾これは一八九二年十月二十五日から一八九六年一月九日までの二三九名の寄附金名簿で、少額のものも多く、また県外からの寄附も見られる。一八九七年までで四七九円、その後八七円五〇銭となっている。こうした寄附した人は「記念講」の議員となったが、この記念講のその後の運営については今後検討したい。¹⁵⁾

四 震災記念堂の建築

記念堂の建立の場所は、岐阜市上加納字金園四四二九番地と四三〇番地であった。この場所に記念堂を建立する届は一八九三年一月六日に岐阜県知事宛に提出された。¹⁶⁾

今般震災記念ノ為、愛国協会本所ヲ岐阜市字金園四四三〇番地ニ記念堂卜称シ、設置致シ候条、此段御届申上候也

岐阜県厚見郡岩戸村

愛国協会幹事長 天野若圓

明治二十六年一月六日 幹事 宇野黙音

地主 中島啓作

岐阜県知事小崎利準殿

この地所は中島啓作という人物の土地であった。愛国協会幹事長天野と幹事宇野が中島とともに県庁に建立を届け出ている。そして一月十日には、中島と愛国協会は借地契約を結んだ。¹⁷⁾

約定書

岐阜市上加納字金園四千四百参十番

一 田壱反式畝拾七步

内

同 四千四百貳十九番

一 田参畝六步

右之地所厚見郡上加納中島啓作所有ニ候処、今般震災記念堂

兼愛国協会本部ヲ(樹心教会ヲ含ム)該地所ニ建設候儀、双方協議相整候ニ付、本年ヨリ向フ五拾ケ年間、同地ニ係ル公税市費区費及該費同一ノ金額トシテ愛国協会ヨリ毎年十一月卅日限り中島啓作へ相納ムベク、尤他年若一該地所他人へ売却又ハ献地候トモ、前地契約ノ地料ヲ協会ヨリ地所権利者へ納付スベシ、右之約定雙方承諾、記名捺印ス

但本文地所売却又ハ献地セントスルノ節ハ、雙方合意之上ニ非サレハ之ヲ決行スルコトヲ得ズ

厚見郡上加納村

明治廿六年壹月拾日

地主

中島啓作

同 郡岩戸村

愛国協会幹事長

天野若圓

岐阜市上加納

保証人

松田宗純

岐阜市美園町

同

柳原重衡

追伸、本文記載ノ地料若一協会ヨリ三ヶ年間不納候節ハ、

該地所建物ハ中島啓作ニ於テ保護スルモノトス

愛国協会は岐阜市上加納字金園の二筆の地所、合わせて一反五畝二十三歩について、厚見郡上加納村の中島啓作から五十年の借地契約を結んだ。保証人の松田と柳原は天野と並んで記念堂建立の中心的人物である。

この約定書には中島が他人へ地所を売却した時には、諸税を地権者へ納付すべきと規定し、また売却の際に双方の合意が必要だと取り決めている。この地所の所有権は一八九六年には中島から厚見郡上加納村の玄龍寺に移った。このため四月二十日に両者の間で「地所貸借為取換契約書」が作成された(『震災記念堂資料』状一・二二一・二)。なおこの契約書の第二条には、「本地所ハ借主ニ於テ仏教以外之用ニ供シ、且ツ営利ヲ目的トシ、借家杯ヲ形造スルトキハ、直ニ此契約ヲ解除スル者也」とある。

中島との間で借地契約が結ばれた一月十日、事務員会議が開かれ、建築絵図面・仕様が承認され、天野・中島・柳原が建築掛となった。そして、二月一日から整地作業が始められた。この地所は田であったため埋立が必要だった。二月三日に川上善七が六五〇円で本堂の建築を請け負うことになった。工事は三月十日から始められ、十月上旬にはほぼ工事は終了した¹⁸⁾。

五 震災記念堂の開堂式

震災記念堂が落成したのは一八九三年十月のことであった。二月十七日に開堂式を兼ねて、入仏法会並びに震災三周年追吊法会を執行した¹⁹⁾。本派本願寺から派遣された一等巡教師香川見保が主催し、天野若圓の演説と答辞、その他県下各宗の僧侶二十四名の読経があり、終了後懇親会を開催した²⁰⁾。

三回忌法会は十月二十七、二十八日の両日に執り行われ、神楽や餅投げといった催し物もあり、「両日非常ノ賑ヒニテ岐阜市近來未曾有ナリト云フ」状況が見られた。²¹⁾

天野が開堂式で読んだ「答辞」の草稿は、以下の通りである。²²⁾

嗚呼明治廿四年十月廿八日ノ震災ハ、振古未曾有ノ一大事変ニシテ、愛岐両県ノ国土ハ將ニ滅裂破壊セントスルノ現象ヲ呈セリ、其人畜ノ死傷家屋ノ倒壊十数万ニ及ヒ、慘憺悲哀ノ状誰カ痛哭セサルヘケンヤ、然ルニ不肖若圓等幸ヒニ万死ヲ一生ニ通シ、余喘ヲ数年ニ保ツコトヲ得ル、豈多少ノ義務ヲ盡サ、ルベケンヤ、故ニ進シテハ震圧火傷残酷ノ死ヲ遂ケタルモノ、亡靈ヲ慰メ、退テハ後世子孫ヲシテ遭難當時ノ実況ヲ推知セシメンカ為ニ、記念堂ヲ建設センコトヲ思念シ、明治二十五年八月之ヲ前知事小崎利準君ニ謀ル、君ハ岐阜県ニ知タル二十余年、県民ヲ思フ慈父ノ赤子ニ於ケルカ如キヲ以テ、殊ニ此挙ヲ賛セラレタリ、故ニ同月三十日愛国協会常議員会ヲ開キ、之ヲ諮詢スルニ宇野黙音・松田宗純等ノ各議員諸氏、亦夙ニ之ヲ建設セントスルノ志望アリ、意氣投合弁ヲ用ヒシテ直チニ之ヲ決ス、爾來東奔西走之カ賛同ヲ大方有志諸君ニ求ムルニ、發起人トナリ賛成員トナルモノ、月ヲ越ヘスシテ既ニ三百余名ニ達ス、茲ニ厚見郡上加納村ニ中島啓作氏ナルモノアリ、従來愛国護法ノ志厚キヲ以テ、本堂敷地ヲ献スルノ挙アリ、尋テ新築係ヲ天野老人及柳原重衡・中島

啓作ノ三氏ニ托シ、本年二月上旬ヲ以テ土木工事ヲ始ム、以後九閱月新築ノ功稍ク竣ルヲ以テ、本月本日開堂式ヲ挙行ス、幸ヒ二本願寺派本山香川一等巡教使ノ臨場ヲ忝フシ、殊ニ優渥ナル祝辞ヲ賜ヒ、且ツ各宗ノ龍象并ニ貴顕紳士ノ參席ヲ得ル、發起人等ノ満足何事カ之ニ加ヘン、噫本日ハ晚秋風清ク天氣晴朗、參聽雲ノ如キノ好時節ナリシ、此好時節ニ當リ此開堂式ヲ挙ケ、何等ノ徹悲魔降モナク震災死亡者第三年ノ追弔法余ト忌并ニ本年水害溺死者ノ追悼法会トヲ併セ行フヲ得ル、是全ク三室ノ冥助ト有志諸君熱心誠意ノ結果トニ依ラスンハアルヘカラス、蓋本日以後千百世ニ至ル、毎年十月廿八日ヲ以テ此会堂ニ於テ追悼法会ヲ勤修シ、以テ後世子孫ヲシテ遭難當時ノ実況ヲ追想セシメ、且ツ残酷ナル死亡ヲ遂ケタルモノ、精靈ヲ慰ムルハ、是吾人本田今生存スルモノ、多少義務ヲ盡シタルモノト謂フツヘシ、此ニ一言ヲ述ヘ本山出張ノ厚意ヲ毒ヒ謝シ、併セテ本堂建設有志諸君ノ勞ヲ謝慰ス

愛国協会幹事長

明治二十六年十月二十七日

天野若圓

この「答辞」には記念堂建立のいきさつ、目的が述べられている。記念堂建立の目的は、圧死または焼死した犠牲者の亡魂を慰めると同時に、後世に地震当時の状況を伝えることにあった。天野に協力したのは愛国協会の常議員の宇野黙音・松田宗純らであ

り、賛成者は三〇〇名を超えたという。記念堂の新築係は天野の父の若空、地主の中島と柳原重衡であった。この震災三年忌は震災犠牲者に合わせて、この年の水害犠牲者を追悼したことは注目される。

記念堂の祭壇の中央には、本尊として阿弥陀如来像が安置されている。この阿弥陀如来像は真宗本派本願寺から寄贈されたものである。記念堂の開堂式を前にした十月二十二日、天野は本尊を受け取るために京都の本山を訪れた。そして二十四日、本派法主から本尊を受領した。本尊を納める戸帳は利井明朗という人物の母が寄附した⁽²³⁾。十一月一日付けで本派執行長島地黙雷から記念堂に宛てた添状が残っている。またこの本尊について、『震災記念堂資料』にはその由来を示した文書も残っている⁽²⁵⁾。

この史料によれば、この阿弥陀如来像は大隅国分寺の安置仏であり、六四四年前の建長年間に修復され、その後薩摩国甕島の真言宗大聖寺の安置仏として移されたという。二度目の修復は享保年間、三度目は安永年間であったとされる。そして記念堂に寄附される直前に四度目に修復が行われたという由緒をもつ仏像だった。

六 開堂式後の記念堂維持の模索

上記の記念堂開堂式における天野の「答辞」は、毎年十月二十

八日の祥月命日に追悼法会を継続して行っていく決意を示していた。一九〇七年十月二十七、二十八の両日には震災十七年忌法会が執行された⁽²⁶⁾。この十七年忌を前にして、記念堂を永続して維持していくための動きがあった。

一九〇六年六月愛国協会本部は「愛国協会本部記念堂永続基金蓄積趣意」を作成した⁽²⁷⁾。

愛国協会本部ハ去ル明治二十四年濃尾大震災記念ノ為メ、新ニ建設シタルモノニシテ、本尊ハ本派法主殿ヨリ特ニ寄贈セラレタルモノナリ、故ニ本部ハ震災死亡者ニ対スル追吊法会ト愛国会員ノ死亡法要ヲ永世ニ勤続スルノ責任アリ、而シテ未タ之レガ永続基金ノ備ヘナキハ、豈欠点ト謂ハサルヘケンヤ、況ヤ本会ハ今ヤ全国ニ波及シ、十有余万ノ会員ヲ有シタル帝國有数ノ団体ニシテ、国家ト宗教トニ於ケル必要欠クヘカラサルモノナレバ、之レガ基礎ヲ鞏固ニシ、永遠ニ持續セサルヘカラサルヲヤ、故ニ今回別紙方法ニ依リ、永続基金ヲ蓄積セントス、本会会員ハ勿論震災記念法要永修ニ同情ヲ寄セラル、ノ諸彦、奮テ相当ノ義捐アランコトヲ

記念堂とその管理に責任をもつ愛国協会を永続的に維持していくために、全国に一〇万を超える会員を有する愛国協会の会員から寄附金を集めて永続基金を積み立てることを目的とした。この記念堂永続基金の蓄積のために、(ア)一九〇六年七月から二年間で一万円を蓄積すること、(イ)基本金は全国の愛国協会員と

震災死亡者遺族から募集すること、(ウ)一口一円で一万口を募集すること、(エ)毎口震災死亡者の法名またはその他の法名を記すこと、という方法を定めた。そして愛国協会員の正会員は一口以上、特別会員は五口以上、賛助員五名毎に一口の志納標準を示し、基本金は銀行に預金し利子で堂宇修繕費・永世諸費・協会拡張費に当てることとした。

さらに、一九〇八年十月二十三日にも永続資金の募集が行うための許可を岐阜県に求めている。⁽²⁸⁾

明治二十四年十月ノ震災ハ帝国未曾有ノ一大惨事ニシテ、本県人民ノ死傷、凡ソ壹万以上ニ及フヲ以テ、我等同志相謀リ、岐阜市ニ一大記念堂ヲ建設シ、後世子孫ヲシテ震災当時ノ実況ヲ追想セシメ、且ツ惨死者ノ亡霊ヲ吊慰スル為メ、永世読経ヲ修行センコトヲ希望シ、明治二十六年一月県庁へ届出、小崎知事始メ各位ノ賛同保護ヲ受ケ、同年十月之ヲ建設シ、爾來毎年追吊法会ヲ修行シ来リ候処、未タ該堂維持ノ備へ、之レ無キヲ以テ、時ニ或ハ堂宇修繕及ヒ法会執行ニ差支ヲ生シ、遂ニ素志ヲ永遠ニ貫ク能ハサルノ憾アルヲ以テ、今回左記五項ノ順序ニ依リ、当堂ノ基金募集致度候條、御許可被成下度、此段奉願候也

一募集目的 震災記念堂ノ維持基金積立

一募集金額 壹千五百円

一募集方法 従来記念堂ニ関係アル有志者ヨリ募集ス

(濃尾震災記念堂の建立と維持(羽賀))

一募集区域 岐阜市全部

一募集年限 御許可ノ日ヨリ満壹ケ年

明治四十一年十月二十三日

岐阜県若宮町震災記念堂主

本籍稲葉郡北長森村字岩戸

願主 天野若圓(朱印)

震災記念堂では毎年の祥月命日に追悼法会が行われていたが、記念堂の修復や法会の執行の費用のためには相当の困難があった。一九〇六年の寄附金募集は愛国協会の会員が対象だったが、これは岐阜市内の記念堂に関係のあった者を対象にしていた。

天野は一九〇九年十二月四日に死去した。その後の記念堂の維持に関する史料を紹介しておきたい。一九一一年十一月の「記念堂々則」⁽²⁹⁾と、一九一三年十一月の「記念堂維持会規約」⁽³⁰⁾の二点である。

記念堂々則

理由

当堂ハ稲葉郡北長森村岩戸善龍寺住職天野若圓師之發起指導之許ニ建設ナシタル原因ハ、明治貳拾四歲拾月貳拾八日早朝ニ愛岐両県ニ涉リ前代未聞之大震災突発シ、県下ノ良民惨死者数千ニ及ビ、土地家屋ノ破壊焼失数不知、其時ノ同師ハ大日本初メテ衆議院開設ニ際シ、県下第一区ノ衆議院議員タルヲ以テ、時ノ議會ニ両県之禍害補充費トシテ六百有余万円ヲ

請求シ是ヲ救ヘリ、尚惨死者ノ靈ヲ追吊セシ同師ノ実父若空師ニ謀リ、又同志者ヲ得、私費有志ヲ役シ、式六歳ニ完成ナシ、同師ヨリ本派本願寺へ乞へ、阿弥陀仏之立像ヲ下賜セラレ、堂之本尊仏トナシ、師ヲ以テ堂主トナリ、永久天野家ヲ以テ死者之靈ヲ祭り、年々命日ヲ春秋式回之法会執行致可キ者也

堂 則

- 一 記念堂開基即生院故天野若圓ヲ以テ堂主ノ第一世トス
- 一 堂ニハ堂主ヲ置キ、若シ欠員ノ時ハ補堂主ヲ置ク事
- 一 堂主ニハ信徒惣代参名ヲ定メ置ク事、又評議員数名ヲ設ケ諸事ノ議ヲ決定スル事
- 一 当堂ハ凡テ取持同行有志者ニ依テ維持シ、死者ノ靈ヲ吊セン事ヲ期スベシ、凡テ堂主ノ命ニ依ニ行フ事
- 一 当堂ニ対シ何等ノ会ヲ組織スルトモ、堂則ニ違犯セザル事得ス、仏法ヲ重シ、当堂援護ノ為メ設クル事ハ差支ナシ
- 一 当堂ニハ別ニ所得ナキ故、賽銭ノ壹割五歩、其他供物雜収入ヲ以テ、堂主并ニ内室ノ生活費ニ供スル事
- 一 当堂へ永代料并ニ賽銭ノ五歩ヲ積立トナシ、又ハ他ノ方法ヲ以テ永久維持ノ出来得ル所得ヲ完成スル事
- 一 当堂ハ共有ニシテ、堂主タリトモ売却又ハ質入等ナサ、ル事

右之条項堅ク相守ルベキ事

大正拾歳拾壹月 日

堂主

信徒

有志者

天野亡き後二年後に作成された「記念堂々則」であるが、日付がなく、また堂主・信徒・有志者の姓名がないことから草案に止まったと思われる。この史料から記念堂の維持について厳しい状況に置かれていたことが推測される。これ以前の記念堂維持に関する史料には、元岐阜県知事の小崎利準の支持と愛国協会の同志の協力によって記念堂が維持されてきたという趣旨が見られた。しかしここでは記念堂と愛国協会との関係について言及はない。むしろ天野を記念堂の「堂主ノ第一世トス」と、天野個人と記念堂の関係が強調されている。「永久天野家ヲ以テ死者之靈ヲ祭り、年々命日ヲ春秋式回之法会執行致可キ」とされ、また記念堂は「取持同行有志者ニ依テ維持」することだとされた。愛国協会との関係がどのようになったのかは不明である。「当堂ニ対シ何等ノ会ヲ組織スルトモ」という文言があることから、愛国協会との関係はなくなつたのかもしれない。今後の検討課題の一つである。

一九一三年十一月の「記念堂維持会規約」は次の内容である。

記念堂維持会趣意書

明治廿四年ノ濃尾大震災ヲ紀念シ、不幸震死者ノ為メ永シヘニ追吊法要ヲ営ミ、進ンテ仏教弘通ノ道場タラシメントテ、一般特志家ノ寄財に依ツテ設立シタル本記念堂ヲシテ、永遠ニ維持保存セン為メ、茲ニ記念堂維持会ナルモノヲ組織シ、右会則ニ基キ各員協力シテ、以テ本堂設立ノ当初ノ目的ヲ完全ニ遂行セントス

規約 第壹章 名称

第一条 本会ヲ記念堂維持会ト称シ、事務所ヲ記念堂内ニ置ク

第二章 目的

第貳条 震死者ノ為メ毎年一回追吊法要ヲ営ミ、且ツ大ニ仏教々義ヲ宣揚シ、以テ二諦相資ノ実ヲ發揮センコトヲ本領トス

第参条 前条ノ目的ヲ達センガ為メ、時々高僧名士ヲ招聘シ、説教演説ヲ開筵シ、以テ時誼ニヨリ講義又ハ質問会ヲ開クモノトス

第三章 組織

第四条 本会ハ仏教信徒ニシテ会ノ趣旨ヲ翼賛セラレタル三種ノ会員ヲ以テ組織ス

一、特別会員 一時金貳拾円ヲ出金セラレタルモノ
一、正会員 毎月金参銭宛ヲ出金セラル、モノ

一、賛助員 壹時金壹円以上ヲ出金セラレタルモノ

第五条 前条会員ノ外、本会ノ趣旨ヲ翼賛セラレタル各宗僧侶及ヒ朝野ノ名士ヲ本会顧問ニ依頼スルコトアルベシ

第四章 役員

第六条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

一、理事 名

一、評議員 拾名

一、會計 参名

一、世話係 若干名

第七条 理事ハ会務全般ヲ合議整理シ、評議員ハ会務ノ大体議事ヲ評決シ、會計ハ出納ヲ処管シ、世話係ハ会ノ雑務ヲ分掌ス

第八条 理事、評議員、會計ハ總會ニ於テ選挙シ、任期ヲ三ヶ年トシ、世話係ハ評議員会ノ諮詢ヲ經テ理事ヨリ囑託シ、別ニ其任期ヲ定メス
但シ再撰重任ヲ防ケス

第五章 會議

第九条 總會ハ毎年壹回、評議員会ハ必要ニ応シテ随時開会ス
但シ理事ニ於テ必要ト認メタルトキハ、評議員

会ノ諮詢ヲ經テ臨時總會ヲ開クコトヲ得

第六章 会計

第拾条 本会ノ収入ハ會員ノ出金并ニ臨時寄附金ヲ以テシ、

支出ハ総テ理事ニ於テ合議決定シ、多額ノ支出ハ評

議員会ノ承認ニヨル

第七章 規約ノ変替

第拾壹条 本規約ハ總會ニ於テ修正削補スルコトヲ得

附則

一、本会ノ充実ヲ待ツテ記念堂ヲ完全ナル法人組織トセン

コトヲ期ス

一、理事、評議員、会計ハ当分発起者之レニ当ル

この規約には、発起人として宮部貢一郎・岩田稲・天野若了は
か一五名の署名がある。

堂則の制定に加えて、一九一三年五月二十五日には記念堂世話
役の岩田稲・宮部貢一郎は、天野死去後記念堂主事の空席を天野
の意思を受けて坂口祐道に据えることの了承を求めた。³¹そして紀
念堂を永遠に維持するために「記念堂維持会」を設立し、役員を
置き、会員からの寄附金で、毎年一回の追悼法会、説教演説会の
開催を行う方針であった。天野が亡くなった後、震災記念堂を維
持していくため体制が整えられる必要があった。しかしこの維持
会が設立されたのかどうかは不明である。

むすびに

天野が死去した後の記念堂を維持するための努力について、本
論中で言及した。第二代の堂主は信徒・有志者の推薦があり、仏
心寺住職坂口祐道が就任した。この時期記念堂では毎月十五、十
六、二十七、二十八日の四日間布教活動が行われていた。しかし
記念堂に財産はなく、寄附金一二〇円ほどで維持する形となつて
いた。³²こうした努力がはたして所期の目的を達したのかどうか
は、今後の検討課題であるが、一九一六年善龍寺住職天野若了、
円徳寺住職杉田宗教、順勝寺(厚見郡下川手)住職杉山令賢ほか
檀家総代三人は本山に対して、記念堂を善龍寺の支坊とすること
の許可を求めた。³³こうした維持のための方法の模索を踏まえ、そ
の後昭和戦前期から戦後に至るまでどのような方策が採られたの
か、今後検討して行くべき課題である。

震災記念堂の開堂式は震災三回忌に行われた。そして毎年の祥
月命日に追悼法会が行われるようになった。三回忌には本派本願
寺から一等巡教師香川見保が来堂したが、一八九七年の七回忌に
も法主の代拝者として赤松連城が出張し、³⁴本尊を寄附した本山と
の強いつながりが見られた。本山との関係については検討すべき
問題もある。一九四〇年四月一日記念堂は布教に関して、次のよ
うな方針を示している。³⁵

当堂ニ於ケル講演布教□、当堂ノ母体タル愛国協会ノ綱領ニ

依ルカ故ニ、専ラ忠君愛国ノ大義ヲ敷衍スルニアリト雖モ、其ノ布教ノ方法ハ浄土真宗本願寺派并ニ大谷派ノ宗制寺法ニ拠ル教師布教師ヲ招請スルノ慣ニシテ、右両派ノ教義タル大無量寿經ノ宗致、阿弥陀如来ノ本願ヲ深ク信シテ、人道ヲ履行シ、直法ヲ遵守スルコトヲ教トスルモノトス

ここでは本願寺派（西本願寺）だけではなく大谷派（東本願寺）の教義も踏まえて、布教活動を行っていくという方針が示されている。しかし、記念堂と大谷派との関係がいつから始まったのか明らかではない。

また震災記念堂と岐阜市との関係についても、興味深い事実がある。記念堂の建立に際して、小崎岐阜県知事が支援したということは各種の史料に強調されていた。所在地の岐阜市との関係についてはつきりとは分からない。しかし、一九四〇年十月二十七日には岐阜市長松尾国松が追悼の辞を読み上げている。³⁶

嗚呼世ニ謂ハユル濃尾大震災ナル一大天変ハ、実ニ今ヲ距ルコト五十年前ナリ、轟々タル鳴動、競々タル海震、炎々タル劫火、啾々タル叫喚、此ノ世ノ終焉トモ見エタル当時ノ惨状ハ、今猶慄然トシテ古老ノ爐辺ニ物語ル所也、震災記念堂ニ於テハ此ノ惨禍ヲ機縁トシテ、有為転変ノ世相ニ深キ反省ヲ求メ、併セテ非命ニ殞レタル無告ノ幽魂、未帰ノ精霊ヲ弔ヒテ、甘露ノ法味ニ浴セシメンコトヲ図リ、茲ニ法主猊下御代香蓮枝ノ光臨ヲ仰キ、僧俗許多群集ノ下ニ、莊嚴ナル法

（濃尾震災記念堂の建立と維持（羽賀））

筵ヲ開キ、殊勝ナル法輪ヲ変シテ、有縁無縁ノ法縁ヲ結ハシメラル、年恰モ非常時局ノ最中ニ方リ、世界ノ列強ハ激震劫火ノ惨害ヲ蒙リ、世紀ノ終末ヲ予感セシムルモノアリテ、感慨殊ニ深シ、語ニ曰ク、終ヲ慎ミ遠キヲ追ヘハ、民ノ徳厚キニ帰スト、庶幾クハ一場ノ法席ヲシテ、普ク人天三途ノ供養トモナリ、兼テ世間出世間ヲ通シテ、広ク三宝帰敬ノ福田ヲ培養シ、聖恩光被ノ助縁ニモ資センコトヲ、聊カ所懐ヲ陳シテ自他ノ規範ト為ス

松尾は戦時体制の下で世界的に惨害が拡大していく中で、世紀の終末を感じさせる状況で、非命に斃れた犠牲者の追悼には意義があると述べた。岐阜市長の追悼法会への参加がいつから始まるか確認できない。しかし記念堂ではこの年の祥月命日を前にして、日増しにきびくなる時局に対応した震災犠牲者追悼のあり方を模索していた。³⁷

また現在、震災記念堂には「震災死亡者之霊」、「愛国協会死亡者霊」と記された位牌と並んで、「戦歿戦災死亡者霊位」という位牌がある。この位牌がいつ記念堂の祭壇に安置されたのかは不明である。戦時下の記念堂および戦後の維持や追悼法会などに関しても、重要な検討課題の一つである。ところで、戦後の記念堂と岐阜市の関係を示す新しい史料が今年になって新たに発見された。一九五〇年十月二十八日の追悼法会に東前豊岐阜市長が参列し、その際に読んだ「追悼之辞」である。³⁸これは記念堂の総代を

務めた佐々木常次郎氏が所持していたものである。岐阜空襲で多大な被害を被った戦後直後、岐阜市の再建への強い意志を犠牲者に誓った内容である。岐阜市長の記念堂追悼法会への参加がいつからはじまり、またいつまで行われたのかについても調査を進めたい。

注

- (1) 天野の履歴については、「履歴」『震災記念堂資料』状七九一六、一九〇三年三月、「略歴」(同上、状八六一〇、一九三一年十月)による。「略歴」は一九三二年十月に「贈司教運動」のために、後藤誠諦が作成したものである。
- (2) 『愛国協会要旨』『高木家文書』H114-19あ、名古屋大学附属図書館所蔵。
- (3) 『愛国協会趣旨及規約』『高木家文書』H114-18。
- (4) 一八九七年四月、愛国協会本部は協会の資本金を蓄積するために「共保講」を立ち上げた。また天野は愛国協会のほかに仏教の興隆のための教学基金を集めることを目的とした「寺院保存仏教紹隆共保会」(一八九五年六月設立、本部は東京)の発起人に名を連ねていた。こうした天野の活動に関する史料も『震災記念堂資料』に含まれている(「共保講々則」状一〇四、「寺院保存仏教紹隆共保会設立趣意」冊一四五)。「共保」という理念、会の活動については今後の検討課題としたい。
- (5) 一八九四年十一月二日「天野若園宛清棲家教書簡」『震災記念堂資料』状一。
- (6) 「特別会員簿」『震災記念堂資料』冊二。なお、「高木家文書」のなかにも、「愛国協会特別会員(第一報)」、「愛国協会特別会員(第二報)」
- (7) 「高木家文書」H114-19い、H114-19う」という史料がある。ここには九〇人の名簿が記載されている。
- (8) 『愛国協会正会員簿』『震災記念堂資料』冊三。
- (9) 「正会員簿」『震災記念堂資料』冊四。
- (10) 「記念堂建築雑費同日誌」『震災記念堂資料』冊二二〇。
- (11) 愛国協会は一九一一年三月本部を建築するための有志金を募集する計画を立てた。記念堂建築費は二五〇〇余円が不足しており、さらに本部建築のための資金二五〇〇円を合わせて、五千元を会員から募集する計画だった(「本部建築費有志金募集」『震災記念堂資料』冊一五二)。この史料から各支部毎の募集金応募状況が分かる。
- (12) 『愛国協会本部記念堂建築有志簿并二諸物品寄附簿』『震災記念堂資料』冊八。
- (13) 鳥尾の寄附額は五円だが、署名のみで寄附金を実際には納付したという納付済の確認印はない。
- (14) 「記念堂建築要簿」『震災記念堂資料』冊一五三。
- (15) 「記念堂建設寄附金簿」『震災記念堂資料』冊一五五。
- (16) 『震災記念堂資料』には記念堂建築事務所が作成した「記念講々員本簿」という史料がある(冊一五六)。
- (17) 「記念堂建設二付略史」『震災記念堂資料』状七八一七。
- (18) 「約定書」『震災記念堂資料』状二二二一。
- (19) 前掲「記念堂建築雑費同日誌」。
- (20) 『岐阜日日新聞』一八九三年十月二十五、二十八日号。
- (21) しかし記念堂開堂式は順調に開かれたわけではない。記念堂の本尊は各宗の主要な発起人の協議によって決定の筈であったが、本派本願寺本山から阿弥陀如来が寄附されたため、これを本尊として観世音菩薩とともに安置しようとしたが、これに対して日蓮宗の僧侶が不服を唱え、天野に強硬な談判を行い、一時はかなり混乱した。結局宮部某の仲裁で本尊は阿弥陀如来とし、他に釈迦観音を並べ、記念堂を雑居地の如くすることで決着した。当日の供養には日蓮宗の僧侶だけが欠席し、後日日蓮宗

- だけの追吊法会を営むことになったという(『岐阜日日新聞』十月三十日号)。
- (21) 前掲「記念堂建築雜費同日誌」。
- (22) 「答辭」『震災記念堂資料』状九八。
- (23) 前掲「記念堂建築雜費同日誌」。
- (24) 「高地黙齋書簡」『震災記念堂資料』状五六一一。
- (25) 「御本尊履歷」『震災記念堂資料』状五六一三。
- (26) 前掲「記念堂建設二付略史」。
- (27) 「愛国協会本部記念堂永続基金蓄積趣意」『震災記念堂資料』状八五。
- (28) 「震災記念堂永続基金岐阜市募集願」『震災記念堂資料』状七七一一。
- 『震災記念堂資料』状七七一一〇は、この願書の草案である(十月十四日付)。この願書提出に関係した記念堂協議員として、岐阜市美園町の高橋慶太郎・篠田五平・柳原重衡・大矢宇蔵・佐々木与八・遠藤豊三郎の名前がある。
- (29) 「記念堂々則」『震災記念堂資料』状八六一九。
- (30) 「記念堂維持会規約」『震災記念堂資料』冊一五。
- (31) 「回覽書」『震災記念堂資料』状八六一五。
- (32) 同右史料。
- (33) 「支坊設置御願」『震災記念堂資料』状八六一四。
- (34) 「震災記念堂設置順序」『震災記念堂資料』状七八一一。
- (35) 「記念堂職員名簿」『震災記念堂資料』冊一五〇。この時の記念堂関係者として、布教師代表として棚瀬龍音(本巣郡穂積村光泉寺住職・本願寺派)、和田得明(安八郡中川村総福寺住職・大谷派)、記念堂代表として中川伸雄(岐阜市若宮町)、信徒総代として高橋慶太郎(岐阜市美園町)、篠田愚幸(同)、篠田幸次郎(同)、安藤元助(岐阜市神田町)、林晴夫(岐阜市千歳町)の名前がある。また同じ四月一日の「記念堂世話係名簿」(『震災記念堂資料』冊一五一)によれば、記念堂の周辺の美園町・一番町・殿町などの一七名の名前がある。
- (36) 「追悼ノ辭」『震災記念堂資料』状八〇。

濃尾震災記念堂の建立と維持(羽賀)

- (37) 一九四〇年七月三十一日「記念堂依頼状」『震災記念堂文書』状七九。
- (38) 『岐阜新聞』二〇一四年十月二十八日号。

キーワード：震災記念堂、天野若圓、濃尾地震、災害犠牲者慰霊

〔震災供養碑・記念碑 補遺〕

これまで岐阜・愛知両県内の現存する濃尾震災に関わる供養塔と記念碑を調査してきた。こうした供養塔・記念碑の建立の意図や背景、建立の経過を知ることが、震災犠牲者に対する追悼・慰霊への考え方、震災の記録や復興を後世に伝える意志を探ることにつながる。それは甚大な人的・物的な被害を出した濃尾震災の実態を検討していく上で、欠かせない作業であろう。供養塔・記念碑については、すでに別稿(「一八九一年濃尾震災と死者追悼―供養塔・記念碑・記念堂の建立をめぐる―」『名古屋大学文学部研究論集』史学四五、一九九九年、「一八九一年濃尾地震と地域社会の動向―尾張北部・西部地域の被害と対応について―」同上史学五七、二〇一一年)で言及してきたが、ここではその後の調査によって得られた成果を紹介したい。

なお、『岐阜新聞』二〇一一年十月二十八日号朝刊には、「刻まれる災害の記憶 問われる教訓の伝承」と題する特集記事があ

り、ここで県内の一八件が紹介された。この記事も参考にさせていただいた。

史料1・写真1 岐阜県笠松町下本町誓願寺 震災供養碑 H 169

× W 141 台石 H 31 × W 152

笠松町(一〇〇五戸、四七三二人)はもともと甚大な被害を出した町の一つである。特に火災によって多くの犠牲者を出した。全半壊六一八戸、全焼三八七戸にのぼり、ほとんどの家屋に被害を出した。また死者は二〇一人、負傷者四〇八人であった(『ふるさと笠松』笠松町、一九八三年)。

笠松町下本町の誓願寺に震災供養碑がある。誓願寺は美濃新西国第十一番札所である。石碑表面の南無阿弥陀仏の文字は梵字と合字を組み合わせて刻まれている。「阿」は梵字の **𑖀**、「弥」は弓へんに「麻米」、陀は卩へんに「多」、仏は人へんに「一切智」という文字が合字されたものである。

(表)

明治二十八年十二月

南無阿弥陀仏

真宗学頭 □ □ □ □

(裏)

明治二十拾四年十月廿八日

震災記念

积円照

浄休妙休善證

妙香心道值誓

妙秀妙恵智教

蓮生妙玄智周

先祖代々

村井治兵衛

災後有感寄附宅地

以為兆域併祭祖先

焉

史料2・写真2 岐阜県笠松町下新町善光寺 震災記念积迦如来

銅像

积迦如来像は銅製の蓮花座と円筒台座、そして六角形の二段の台石の上に安置されている。このうち円筒台座は三段に区分され、そこには震災犠牲者の戒名が刻まれている。刻まれている犠牲者は笠松町内の犠牲者数をはるかに上回っており、住所などの記載がないためどの範囲の犠牲者が供養の対象となっているのかは、震災記念堂所蔵の『震災死亡人台帳』などとも比較して今後調査したい。

この积迦如来像と蓮花座・円筒台座は二〇〇〇(平成十二)年三月に現在の新しい六角形台石の上に移転されたもので、この台

座には釈迦如来像が一九〇三年十月に建立されたことが記されている。この年は震災十三回忌に当たっており、追悼法会のために建立されたのであろう。創建当時の台座は二段組みの六角形の石である（写真2の右側）。台石の周囲には笠松町内の犠牲者の名前と建立の経緯が刻まれている。善光寺が建っている場所は近世には笠松陣屋の牢屋があり、元文元年頃斬首された者を用うために智暁庵という堂が建立された。明治維新後には荒廃したといわれ、五世弥円が再興を測り、一八八四（明治十七）年に善光寺如来を勧請した（『笠松町史』下、一九五七年、四六二―四六三頁）。この震災紀念釈迦如来像を建立したのは、この智暁庵第五世住職の志知備円である。

史料3・写真3 岐阜市東川手 大震罹難亡霊薦福之碑 H247×

W177 台石H35×W216

この記念碑は名鉄本線岐南駅の西、岐南町と岐阜市の境界を流れる境川の右岸に立っている。

明治二十四年十月廿八日暁天、遽然大地遍震、山崩地裂、家屋顛覆、其勢猛迅而避無途、或失火延燒、為之压死燒亡者四千六百有余、負傷者以万算、嗚呼痛哉、於茲皇上特有救恤、恩賜及各地、同朋寄贈義財、安慰斯災害矣、本村有志者建碑勒其慘狀、以告永世且凶每歲忘日於碑前為罹裁群靈法会薦福、資得遠近之贊助、記亡命者姓名若干、勇于義人惜之、誠

（濃尾震災紀念堂の建立と維持（羽賀））

耶美拳哉、慈善亦大而感動天地焉、迺銘曰

大震殘害 悲歎慘情 義勇慈善 德暨同朋 法施薦福

幽魂起昇 万古鎮靜 月白風清

維時明治三十年十月七日 本郡瑞龍寺遠山禪外 篆額

山縣郡大智寺東海承天撰文併書

この撰文の左に、十一段にわたって稲葉郡内の犠牲者の三三七人の姓名を刻んでいる。撰文を書いている東海承天は山縣郡山県村の大智寺（臨濟宗妙心寺派）の僧で、濃尾地震のおよそ四か月前の七月初めに『忠臣楠公碑文』を刊行している。これは湊川神社に水戸藩主徳川光圀が建立した「嗚呼忠臣楠公之墓」の碑文（朱舜水撰文）を独特の書体で東海が書いたものである。瑞龍寺は稲葉郡の寺、大智寺と同じく臨濟宗妙心寺派に属する。遠山禪外は書道家として名を知られていた人物である。

また碑裏には、建立に関わった山縣郡伊佐美村の碑石寄附人（松久主馬吉ほか四人、碑石周旋人松久栄助、運送周旋人松久新太郎、運送取持の若連中の名が刻まれている。世話人は四六人の姓名、御詠歌連中として一四人の姓名、そして発起人小栗葛吉・佐合常・境田信七、取持の東若連中、敷地寄附人の左合敬次郎の名前が確認できる。

史料4・写真4 岐阜市野一色天衣寺 震災招魂碑 H136×W67

台石H23×W72

(表)

震災招魂碑

(裏)

寂而自照尼座元

明治廿六年九月中瀬

縣下尼衆建焉

この震災招魂碑は岐阜市の東の農村部、長森野一色の天衣寺の墓地にある。墓地の西南隅に無縁仏が集められた一画があり、その中央に立っている。もともと建立された場所は境内地内にあつたが、後にこの場所に移転されたという。天衣寺の開創は永正年間(十六世紀初頭)で、天正年中(十六世紀末)に焼失したと伝える。その後十七世紀終わりに野一色の沢田一族が再興した。開基は沢田一族の大先祖の沢田善左衛門の孫、三代目庄屋の五良兵衛であつたという。しかし一八八四年には無住となり、一八九〇年には天衣寺内に尼衆寮が置かれるに至つた(村瀬明道尼編『祥雲』妙心寺派美濃尼衆学林後援会、一九七八年、七四―七八頁)。

一八八一年六月十一日、東海祖確尼師という人物が岐阜の地藏寺に「尼僧育才所」を創立し、責任者となつた。この年の秋には岐阜市外の下印食村の常楽寺に移転したが、一八九〇年七月天衣寺に再移転し、尼衆寮と改称した。そして一八九五年に妙心寺派の公認を得た尼衆学林となつた。東海祖確尼師が初代の学林長となつた(同上書二九一頁)。

震災招魂碑は震災三年忌にあたる一八九三年九月の建立である。建立の経過については不明であるが、碑背に刻まれている「寂而自照尼」という人物は、『祥雲』によれば、東海祖確尼である(『祥雲』は招魂碑の建立を一九〇六年とするが、碑背の建立年からすれば誤りである)。もともと招魂碑は本堂正面の木立の中にあつたという(同上書八一頁)。この「震災招魂碑」の前で、一九三三年十月「六祖宝法檀經布薩会」が執行された。この年は尼衆学林創立五十周年に当たっており、これを機にいくつかの年忌法会を組み合わせる形で、十月二十四日から三十日まで連日の大施餓鬼会が数百名の尼僧・学林生徒・信徒が参列して行われた。学林創立記念と過去の天衣寺の住職四人の年忌に加えて、「濃尾大震災犠牲者各霊位追善供養」、「満州事変戦死戦病歿者英霊追弔供養」という災害と戦争の犠牲者供養も、この大施餓鬼会の目的であつた(同上書二二二頁)。地震が起きた十月二十八日には、特にこの二つの犠牲者を供養するための大施餓鬼会が執行された(同上書二四四頁)。

史料5・写真5 各務原市伊木山 震災記念碑 H134×W40 台

石H28×W13

犬山市の対岸、ちょうど犬山城の南西方向に伊木山(各務原市)という標高一七〇m余りの山がある。戦国時代には山城が築かれていた。この山の山頂近くに平坦部に、玉垣に囲まれた場所



写真1 笠松町下本町誓願寺 「震災供養碑」



写真2 笠松町下新町善光寺 「震災記念釈迦如来銅像」



写真3 岐阜市東川手
「大震罹難亡霊薦福之碑」



写真4 岐阜市野一色 「震災招魂碑」



写真5 各務原市伊木山 「震災記念碑」

がある。この区画内には三基の石碑が立っている。その一つが震災記念碑である。この震災記念碑の右側には、「正一位秋葉神社」という文字が正面に刻まれた石碑、左側には「天照大御神」と刻まれた石碑があるが、それらの由来は不明である。

(右面)

明治二十四年十月廿八日午前六時三十分

大地震ニテ縣下死傷者一万三千四百余人、家屋倒潰焼失ハ実
ニ夥シ、爰ニ聖上ヨリ恩賜金、政府ノ土木補助費及救助金四
百余万円、及篤志者ヨリノ義捐金ニテ復旧セリ

(左面)

発起者 山下組

Abstract

Memorial Facilities for Commemoration of Earthquake Victims

HAGA Shoji

What has the modern Japanese society created systems for commemorating victims of natural disasters? It has constructed pagodas based on traditional folk belief or Buddhism, documented disasters and constructed memorial monuments to preserve memories of disasters for future. The Noobi Earthquake left more than seven thousands casualties in October 1891. After the tragedy, a memorial facility, Sinsai Kinendo, was constructed for commemoration of victims. Local people have kept on mourning at this site up to now. This paper examines newly found materials on the memorial facility and articulates findings.

Keywords: Sinsai Kinendo, Amano Jyakuen, Noobi Earthquake, commemorating victims of natural disasters